

## 平成 14 年度 幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験実施計画公募要領

国土交通省では、以下のとおり、幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験実施計画の公募を行います。

### 1. 応募要件

幹線輸送ルートと期間を限定した幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験の実施計画案（以下「実施計画案」といいます。）のうち以下の要件を満たすものを幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験実施計画の認定の対象とします。

ただし、認定以前に実証実験を開始する場合は、以下の要件を満たしていても認定の対象とはなりません。

荷主と物流事業者等の関係者が協力して計画を策定すること。

利用運送事業者（荷主に相当）と実運送事業者の組み合わせも可能です。

幹線輸送ルートにおいて、海運・鉄道の活用、共同輸送化等の物流対策を行うこと。

幹線輸送ルートは、2つ以上の都道府県に跨ることあるいは輸送距離が100km以上であることが必要となります。

一定の二酸化炭素排出削減効果が見込まれること。

単位補助金当りの二酸化炭素排出削減量が申請基準（10t-c/百万円）以上であることが必要となります。ただし1件当りの補助金交付額（補助対象経費の1/3）の上限は、補助対象期間（最長2年間）において1億円とします。

補助金の額の確定に関しては、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とします。

- ・ 補助対象経費の実績額に補助率1/3を乗じて得た額
- ・ 補助金交付決定額
- ・ 補助対象経費から当該実験に係る運送収入等の事業収入相当額を控除した額

（注）共同申請者相互間において授受される運賃料金は、ここでいう補助対象経費及び事業収入相当額には計上しないものとします。従って「当該実験に係る運送収入等の事業収入相当額」とは、申請者以外の者から得られる収入を指します。

現行の法令、その他諸制度の範囲内で実施が可能なものであること。

### 2. 応募資格

実施計画案は、荷主と物流事業者等の関係者で申請していただきます。

申請者は、複数の関係者から構成される任意団体でも構いません。

原則として、申請者 = 補助対象事業者となります。

### 3. 実施計画案の作成者

実施計画案は、申請者において作成していただきます。申請者の所在地を管轄する地方運輸局（神戸海運監理部、沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は、実施計画案の作成のために必要な助言、指導その他の支援を行うよう努めることとしています。

申請者の所在地は、原則として、貨物の発着地のいずれかとします。特例として、全社的に複数の幹線ルートで海運・鉄道の活用等を行い、それらを一つの実施計画案としてまとめて申請したい場合は、申請者の所在地を本社の所在地とすることも可能です。

### 4. 申請方法

#### (1) 記載事項

応募に当たっては、以下の項目について指定の様式で記述し、必要に応じて参考資料を添付してください。（申請書の様式は国土交通省ホームページから取り出すことができます。）

（ホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/experiment/experiment.html>）

実証実験の名称

実施体制

背景と目的

実証実験の概要

対象施策による二酸化炭素排出削減量

評価項目

スケジュール

予算計画

実証実験後の展開

(2) 応募期間：平成14年5月31日（金）～平成14年7月3日（水）

#### (3) 認定方法

応募のあった実施計画案については、上記1. から までの点に関する地方運輸局の支援（上記3.）を十分に踏まえ、有識者からなる「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験検討会」（メンバーは別紙1）の推薦を受けた実施計画案のうち、施策効果の高いもの（単位補助金当りの二酸化炭素排出削減量が大きいもの）から順次認定を行います。

平成14年度予算枠等の関係から推薦を受けても認定に至らない場合や認定に至っても申請額に対して交付額が減額される場合もあります。  
認定された実施計画案であっても、当該年度を越えて実験期間が継続する場合に、来年度の予算見込額の交付を確約するものではありません。

#### (4) 結果通知

認定結果については、応募代表者あてに通知します。認定された実施計画については別途公表します。

#### (5) その他

申請書は、正本1通、副本1通を電子媒体とともに申請者の所在地を管轄する地方運輸局に提出してください。申請方法等についてのお問い合わせ先は、別紙2のとおりです。

なお地方運輸局の再編により、平成14年7月1日以降、山形県と秋田県の両県(現在は新潟運輸局の管轄)が東北運輸局の管轄に変更、石川県と富山県の両県(現在は中部運輸局の管轄)が新潟運輸局(7/1以降、北陸信越運輸局に名称変更)の管轄に変更となりますので、申請者の所在地が山形県又は秋田県にある場合は、原則として、東北運輸局へ申請書を提出してください(東北運輸局は実施計画案の作成のために必要な助言、指導その他の支援を行うよう努める)。また、申請者の所在地が石川県又は富山県にある場合は、原則として、新潟運輸局へ申請書を提出してください(新潟運輸局は実施計画案の作成のために必要な助言、指導その他の支援を行うよう努める)。ただし、やむを得ない事情等があり、申請者の所在地を管轄する現在の運輸局に申請をした方が良い場合は、運輸局に相談をしてください。

### 5. 対象施策による二酸化炭素排出削減量の計算手法

二酸化炭素排出削減量については、二酸化炭素排出量原単位等より算出した「計算値」と輸送データ等より算出した「実測値」のどちらかを選択することができます。

「計算値」を用いる際には、別添1の「二酸化炭素削減効果の一般的算出手順及び二酸化炭素排出量原単位」、別添2の「対象施策による単位補助金あたり二酸化炭素総削減量の計算手法及び計算例」を参考にして、対象施策による二酸化炭素総排出削減量と単位補助金あたり二酸化炭素総排出量の算出をしていただくとともに、新たな二酸化炭素排出量原単位等の指標を用いる場合は、その根拠資料を申請書に添付していただきます。

「実測値」を用いる場合は、燃料消費量や貨物輸送トンキロ数、使用した輸送機器・動力の仕様等のデータを申請書に添付していただきます。

(留意事項)

(1) 鉄道・海運の活用

海運・鉄道を利用する際の二酸化炭素排出削減量は、シフト前後における端末の自動車輸送も含めた、貨物の発着地間で算出するものとします。

算出に際しての輸送経路は発着地、積み替え施設、貨物駅及び港湾の各拠点間の最短経路とします。

(2) その他(革新的技術開発)

革新的技術開発による物流効率化を行う場合は、革新的技術開発の内容と二酸化炭素排出削減効果についての資料を提出していただきます。革新的技術開発の内容と二酸化炭素排出削減効果の妥当性については、検討会にて判断します。

6. 実施計画に認定された場合のその後の流れ

実施計画として認定された場合には、実施計画に基づき実験を実施していただくこととなります。認定後、実施計画を変更する場合は、指定の様式により届出をしていただきます。(届出書の様式も、申請書の様式と同様に、国土交通省ホームページから取り出すことができます。)

幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験検討会 メンバー

- 委員長 加藤 俊平 (東京理科大学教授)
- 委員 高橋 洋二 (東京商船大学教授)
- 委員 大聖 泰弘 (早稲田大学教授)
- 委員 中泉 拓也 (関東学院大学専任講師)
- 委員 立花 宏 (社団法人経済団体連合会常務理事)
- 委員 栗原 敏尚 (社団法人日本物流団体連合会理事長)
- 委員 田口 弘明 (社団法人全国通運連盟理事長)
- 委員 日野西 光温 (日本長距離フェリー協会理事長)
- 委員 松浦 道夫 (日本内航海運組合総連合会理事長)
- 委員 野間 耕二 (社団法人全日本トラック協会理事長)

以上 10名

お問い合わせ先

- 北海道運輸局 企画部貨物流通企画課  
(0134 - 27 - 7175)  
管轄 北海道
- 東北運輸局 企画部貨物流通企画課  
(022 - 791 - 7508)  
管轄 宮城、福島、岩手、青森
- 新潟運輸局 企画部貨物流通企画課  
(025 - 244 - 6118)  
管轄 新潟、長野、山形、秋田
- 関東運輸局 企画部貨物流通企画課  
(045 - 211 - 7210)  
管轄 東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨
- 中部運輸局 企画部貨物流通企画課  
(052 - 952 - 8007)  
管轄 愛知、三重、静岡、岐阜、福井、石川、富山
- 神戸海運監理部 総務部企画課  
(078 - 321 - 7003)  
管轄 兵庫(海事に限る)
- 近畿運輸局 企画部貨物流通企画課  
(06 - 6949 - 6410)  
管轄 大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山
- 中国運輸局 企画部貨物流通企画課  
(082 - 228 - 3495)  
管轄 広島、鳥取、島根、岡山、山口
- 四国運輸局 企画部貨物流通企画課  
(087 - 825 - 1173)  
管轄 香川、徳島、愛媛、高知
- 九州運輸局 企画部貨物流通企画課  
(093 - 332 - 8082)  
管轄 福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島
- 沖縄総合事務局 運輸部企画室  
(098 - 866 - 0064)  
管轄 沖縄